

取組の方向性（案）

基本目標	分野	施策の方向	取組の方向性
1 自分らしいくらしへの支援体制づくり	1 生活支援	(1) 相談支援体制の充実	●地域包括ケアの考え方も念頭に、障害のある人が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別に対応するとともに、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、横断的かつ一体的な相談支援を提供できる体制を整備します。
		(2) 関係機関のネットワークの充実	●障害のある人の抱える課題や必要とする支援に関する認識の共有化を関係機関間において図り、その連携のもと、個々のニーズに対応した支援を総合的に行うためのネットワークの充実を図ります。
		(3) サービスの質の向上	●サービスの質の向上に向け、東京都とも連携し、サービス提供事業者等への指導検査体制の整備・充実を図ります。 ●サービス提供事業者向けに様々な研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。
	2 保健・医療	(1) 障害の早期発見・早期支援	●乳幼児の成長・発達段階に応じた健康診査や相談を通して、障害の早期発見・早期支援を図ります。 ●保護者の障害に対する気付きや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。
		(2) 障害のある人の健康の維持・増進	●だれもが身近な場所で心と体の健康や体力の維持・増進、機能低下を防ぎ、病気の進行を遅らせるためのリハビリテーション、運動に取り組める環境づくりを進めます。
	2 自分らしい社会参加や学びへの支援	1 教育・文化芸術活動・スポーツ等	(1) 療育・教育の充実
(2) 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進			●文化芸術活動やスポーツなどの余暇活動を行うことができる環境を整備します。

基本目標	分野	施策の方向	取組の方向性
3 自分らしい働きかたへの支援	2 雇用・就業	(1) 一般就労支援の充実	●障害のある人の経済的自立を促進するため、一般企業等への障害者の雇用と定着に向けた取組を進めます。
		(2) 福祉的就労の充実	●一般企業への就労が困難な障害のある人に対しては、適性や能力に応じた多様な福祉的就労の場を確保し、障害のある人の収入の確保を図ります。 ●障害者優先調達推進法に基づき、就労継続支援事業所への支援とともに、工賃の向上や魅力ある製品づくりができるよう支援を行います。
4 共に生きる地域社会づくり	1 情報アクセシビリティ	(1) 情報提供体制の充実	●障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実に努めます。
		(2) 意思疎通支援の充実	●障害のある人に対して、社会生活における円滑な意思疎通の確保に努めます。
	2 生活環境	(1) 移動しやすい環境の整備	●障害の重度化、高齢化、進行する病気への対応や社会参加を支援するため、移動サービスの充実に努めます。
			●地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進のための計画を作成します。また、公共交通事業者等と連携し、駅施設などのハード面における取組と、障害のある人への意識の啓発などのソフト面の取組の推進を目指します。
	3 安全・安心	(1) 防災対策の推進	●災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障害のある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行うことができるよう必要な体制の整備を進めます。 ●避難所においては、障害のある人に応じた情報伝達や物資等の確保、周囲への理解の促進を図るとともに、被災後の自宅での生活においては、地域で連携し、見守りその他の生活支援体制の整備に努めます。
		(2) 防犯対策の推進	●悪質、違法な商品購入や契約等により障害のある人が消費者被害に巻き込まれたり、財産が侵害されたりしないための取組を推進します。
	4 差別の解消および権利擁護の推進	(1) 心のバリアフリーの推進	●差別の解消に限らず、「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を始め、障害に関する様々な普及啓発活動を推進し、障害に関する理解促進を図ります。
		(2) 権利擁護の推進	●知的障害のある人や精神障害のある人など、本人の判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談に取り組みます。

基本目標	分野	施策の方向	取組の方向性
5 自立を支援する人づくり	1 人材の養成と確保	(1) 障害理解・病氣理解の促進	●障害や病気を理解し、適切なかわりができるようにサービスを担う支援者の養成に取り組みます。
		(2) サービスを担う人材の養成と確保	●専門的な人材を確保するため、事業者や関係機関と連携し、障害・福祉の仕事に魅力・関心を持ってもらえるよう、具体的方法を検討・実施します。 ●地域で支援してくれる人を確保するために、ボランティア等の養成に取り組みます。
		(3) 障害当事者・家族への支援	●障害のある人の地域生活における自立とその家族の福祉の向上、また障害者団体の活動強化のための支援に努めます。 ●障害のある当事者同士や家族等が相互に話を聞き、当事者同士で理解し、助け合うピアカウンセリングの取組について支援します。